**弥彦村妊産婦医療費助成制度のご案内**





**2019年4月開始**



妊産婦のみなさんが安心して子どもを産み育てることができるよう、

妊産婦の期間に支払う医療費の一部助成を行う制度です。

**１　助成対象者**

弥彦村に住所がある妊産婦（他の医療費助成制度を受けている場合は対象外とします。）

**２　助成対象期間**

申請し認定された日のから**出産**（流産・死産）した月のまで

※転出の場合は転出日まで

**３　申請のながれ**

　　　　　　　　　　　　母子健康手帳交付時（転入届出時）に役場住民課へ申請します。

**認定申請**

　　　　　　　　　　　　《必要なもの》①保険証　②母子健康手帳

　　　　　　　　　　　受給者証と医療費助成申請書をお渡しします。

**認定**

　　　　　　　　　　　※受給者証は、出生届の時や記載内容に変更があった時に提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒裏面６へ

　　　　　　　　　　　　医療機関に受診して自己負担額（3割）を支払い、領収書をもらいます。

**医療機関**

**医科・歯科調剤薬局**

**医療費助成**

　　　　　　　　　　　　医療費助成申請書に医療機関から明細を記入してもらう方法もあります。

　　　　　　　　　　　　次のものを用意して、役場住民課に申請します。

《必要なもの》

**住民課へ**

**医療費**

**助成申請**

**①医療費助成申請書**（住民課にあり。ホームページからも取得可。）

【記入例】は裏面をご覧ください。

**②医療機関発行の領収書及び明細書**（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの）※ただし①の申請書に医療機関から記入してもらった場合は不要です。

**③受給者証　④保険証　⑤印鑑　⑥振込口座**（妊産婦名義）**の通帳**

**⑦高額療養費支給決定通知書など**（保険者から高額療養費、付加給付、療養費払いに該当した場合のみ）

助成申請した翌月の月末に指定された口座に一部負担金を差し引いた額を支給します。

**支給**

　※　医療機関を受診した月の翌月から申請できます。ひと月ごと、医療機関ごとに申請してください。

　　　　なお、高額療養費・付加給付などの支給がある場合はそれらを差し引いて助成金額を計算します。

その支給決定通知後に申請してください。

※　申請はひと月ごとでも、複数月分をまとめてでもできます。

※　申請期限は助成対象終了日から６か月後までです。

※　誤った申請があった場合は、申請の取り消しまたは助成金の返還になります。



**４　助成対象の医療費**

　保険診療（医科・歯科・調剤など）が対象です。

　保険診療外（妊婦健診や普通分娩の出産費用など）は対象ではありません。

**５　助成の内容**

医療機関での保険適用医療費の自己負担額（3割負担）分から次の①～④の一部負担金を差し引いた額を助成します。

1. 通院1回につき　530円　（同一月に同一医療機関、診療科5回目以降は無料）
2. 医師の処方によるお薬の費用は無料
3. 入院1日につき　1,200円

　（住民税非課税世帯で、保険者から「標準負担額減額認定証」の交付を受けている人は入院時の食事代も助成）

1. 指定訪問看護1日につき　250円

※　医療費の自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費などが各健康保険組合等から支払われますので、その分を差し引いて助成します。

**【記入例】**





**６　出生届 及び この他変更等に関するお手続き**

1. 出生届におけるお手続きに必要なもの：受給者証
2. この他変更や紛失された場合のお手続き

【変更】・住所及び氏名が変わったとき必要なもの：受給者証、印鑑

・保険証が変わったとき必要なもの：受給者証、新保険証、印鑑

【紛失】必要なもの：母子健康手帳、保険証、印鑑

お問合せ先

〒959-0392　弥彦村大字矢作402番地

弥彦村役場　住民課　℡　0256-94-3132



